

イタリア保険法における自殺について

岡 田 豊 基

はじめに

昨今のマネー・ブームの中において、従来生活保障にその主眼が置かれていた生命保険は、一時払養老保険および変額保険の出現により、金融商品としての性格が大きくクローズアップされてきた。しかしながら、この動きの一方で、年々自殺者の数が増加していることに伴い、生命保険契約において、いわゆる一三ヶ月目の自殺の数が急増している事実が報告されていることを見逃してはなるまい。

わが国の生命保険において、自殺は商法六八〇条で保険者の免責事由とされているのに対して、約款では責任開始の日（保険契約の復活日および保険金額の増額日を含む）⁽¹⁾からその日を含めて一年以内に被保険者が自殺した場合にかぎり、保険者は免責されると規定されている。したがって、現行の約款では、たとえ保険金の取得を目的として、責任開始の日から一三ヶ月目になされた自殺についても、保険会社は保険金を支払わざるをえないのである。

そこで、生命保険業界では、かかる問題に対処するために、現在この免責期間の延長が計画されていると聞いている。筆者は、以上のような日本の現状を認識したうえで、「イタリア一八八二年商法における自殺について」と題する小稿において、イタリア一八八二年商法四五〇条に規定された自殺をめぐる問題に關し、若干の検討を行った。そこで、本稿では、前稿の続編として、一八八二年商法四五〇条の改正法である現行一九四二年民法一九二七条をめぐる問題について検討を行い、さらにイタリアの現行約款の内容を紹介することにより、生命保険における自殺に關する日本の現状に対して、ひとつの指針を見出ししていきたいと考える。

(1) たとえば利益配当付養老生命保険普通保険約款一条七項一号。

ところで、商法六八〇条一項で保険者免責とされる自殺は、大審院の大正五年二月二日判決(民録二二輯二三四頁)で、次のように定義された。「商法第四三一条(現行商法六八〇条・筆者挿入)第一項第一号ニ所謂自殺トハ被保険者カ故意ニ自己ノ生命ヲ断テ死亡ノ結果ヲ生シセシムル行為ヲ指稱スルモノニシテ死亡ノ結果カ過失行為ニ基因スルカ若クハ精神病其他ノ原因ニ依リ精神障礙中ニ於ケル動作ニ基因シ被保険者カ自己ノ生命ヲ断タントスルノ意思決定ニ出テサル場合ヲ包含セサルモノトス」と判示され、その後の判例および学説ともこれを支持している。したがって、生命保険の約款の下では、たとえ免責期間内になされるものでも、保険金が支払われる「自殺」がある。しかし、これはここにいわゆる自殺ではない。つまり、生命保険における自殺は、社会通念上の「自殺」よりも、狭い概念であるといえる。保険者免責とされる自殺は、抑圧された精神状態でなされた「自殺」以外の自殺をいうのであるから、被保険者の行為が自殺か否かの事実認定が必要となる。そこで、生命保険契約では、自殺した被保険者が医師の診断を受けていたか否か、あるいは、第三者からみて精神的に抑圧された状態であったか否かの事実に基づいて判断されるべきことにならう。

(2) 拙稿「イタリア一八八二年商法における自殺について」保険学雑誌第五二二号九三頁以下。

一一八八二年商法四五〇条における自殺

一九四二年民法一九二七条が制定される以前の自殺に関する制定法の条項は、一八八二年商法四五〇条であった。同条は、次のように規定されていた。

四五〇条 自己の生命について保険契約を締結した者が、刑罰の執行、決闘もしくは故意自殺により死亡した場合、またはその結果を予想することのできた被保険者自身の犯罪を直接の原因として死亡した場合には、保険者は保険金支払の責を負わない。

前項において、別段の特約がなければ、保険者は保険料を留保する。⁽¹⁾

本条では、保険者は被保険者の「故意自殺 (suicidio voluntario)」について、その責を免れるとされていた。そこで、自殺の故意性をめぐって、学説・判例が展開されたのであるが、おおむね次のように解されていた。被保険者の死亡原因が故意自殺であるためには、自殺した被保険者が自殺の当時、自己の行為が自殺であることを認識していたことのほかに、自殺という行為を選択するにあたり、自由な意思決定を行なったことを必要とする、と解されていた。⁽²⁾ しかし、Vivante によると、この当時には、自殺者の精神状態を診断する精神医学の発達が不十分であったため、その多くは自殺者に故意性がなかったと判断された結果、ほとんどの判決は保険会社に保険金の支払を命ずる結論を下したということであった。⁽³⁾ そこで、保険会社は、一八八二年商法四五〇条が任意規定であることから、保険契約の発効または復活の時から一定の期間内になされた自殺のみを保険者免責とする旨の条項を約款

の中に挿入することにより、この自殺をめぐる問題の軽減をはかったのである。⁽⁴⁾つまり、この結果、免責期間内に限り、被保険者の死亡が自殺か否かが問われることになったのであるが、ここに制定法と約款の内容とが全く異なる状態が出現するようになったのであった。

(1) Codice Commerciale 1882, Art. 450

L'assicuratore non è tenuto al pagamento della somma assicurata, se la morte della persona che ha fatto assicurare la propria vita sia avvenuta per effetto di condanna giudiziaria, di duello o di suicidio volontario, ovvero abbia per causa immediata un crimine o un delitto commesso dall'assicurato e di cui egli poteva prevedere le conseguenze avvenute.

In questi casi l'assicuratore trattiene il premio, se non vi è convenzione contraria.

(2) 拙稿・九九—一〇二頁。

(3) Vivante, Trattato di Diritto Commerciale, IV, 1935, Milano, n. 1999.

(4) 拙稿・一〇六—一一三頁。

二 改正過程——一八八二年商法から一九四二年民法への移行

イタリアでは、従来の民商法典を統一した一九四二年民法が制定されたが、その際、政府は自殺条項についても改正したのである。つまり、前述したように、一八八二年商法四五〇条の内容が、保険会社が使用していた約款とは全く異なったものとなったため、政府は同条を改正するにあたり、約款の内容に類似させ、自殺について免責期

間を定めた一九四二年民法一九二七条を制定した。

現行一九四二年民法一九二七条は、次のように規定されている。

一九二七条（被保険者の自殺） 保険契約締結後二年が経過する前に被保険者が自殺したときは、保険者は保険金支払の責を負わない。ただし、別段の特約がある場合には、この限りではない。

保険料の不払により契約が失効した場合において、その失効が終了した日から二年が経過しなかった場合にも、保険者はその責を負わない。⁽¹⁾

この民法一九二七条が制定されるに至った過程において提示された各種の草案について、その特徴と問題点をあげることにする。

(a) 政府委員会の新法典に関する予備草案（一九二一年）

六〇四条 自己の生命について死亡保険契約が締結された場合において、保険者は、被保険者が自己の行動の自由な判断または認識を欠いた状態で自殺をした場合を除き、自殺についてその責を負わない。⁽²⁾

本草案は精神の健全な者の自殺と、精神が抑圧された者がなした自殺とを区別したうえで、精神の健全な被保険者の自殺のみを保険者免責にする旨を明示している。本草案は、一八八二年商法四五〇条の「故意自殺」について問題とされていた故意の概念を、明確にしたものであることで評価される。しかし、自殺の故意性に関する事実認定に伴うむずかしさ等、一八八二年商法四五〇条を適用し、解釈する際に生ずる問題を、そのままの形で継受しているにすぎないという点において、本草案の限界がみられる。⁽³⁾

(b) 法典改正に関する国王委員会草案(一九二五年)

四八四条 自己の生命について死亡保険契約が締結された場合において、保険者は、契約締結または失効の終了から一年が経過した後に、被保険者が自殺した場合には、自殺の原因を問うことなく、その責を負う。一年以内に被保険者が自殺した場合には、保険者は、保険金受取人において、被保険者が自殺に関して自由な判断または認識を欠いた状態で自殺したことを証明した場合を除いて、その責を負わない。⁽⁴⁾

本草案は、当時の保険会社が採用していた約款の内容に従って、自殺について保険者の免責期間を設けたものである。つまり本草案は保険契約締結または契約の復活後一年という期間を設け、その時点をさかいにして、当該期間内には、健全な精神の被保険者の自殺を保険者免責とするのに対し、その期間が経過した後は、保険者は、被保険者の自殺の原因を問うことなく、保険金を支払う旨を明示したのである。この点に本草案の特徴がみられるわけであるが、⁽⁵⁾本草案によれば、保険契約の締結後、または契約の復活後一年が経過すれば、自殺に対しても保険金が支払われることになり、被保険者にとってはきわめて有利な内容であるといえる。

なお、(a)草案、(b)草案とも、自殺について保険者が免責された場合において、一八八二年商法四五〇条二項に示されていた支払済保険料の返還の可否等、保険金受取人の権利についてはなんら規定していない。したがって、これら両草案においては、かかる点は契約当事者の合意に委ねられることになるとの推測がなされうる。

(c) Mossa 草案

一二六条 被保険者が保険契約の締結から一年が経過した後に自殺した場合には、保険者はその責を負う。被保険者が一年

が経過する前に自殺した場合には、保険者は保険金受取人に対して、保険料積立金を払い戻す義務を負う。⁽⁶⁾

(d) 保険会社連盟草案（一九三五年）

六〇条 被保険者が保険契約の締結から三年が経過する前に自殺した場合には、保険者はその責を負わない。この場合、保険者は保険金受取人に対して、保険料積立金を払い戻す義務を負う。

被保険者が前項の期間が経過した後には、自殺した場合には、保険者は保険金を支払う義務を負う。⁽⁷⁾

これら両草案は、それぞれ一年（Mossa 草案）と三年（保険会社連盟草案）の免責期間を定め、各免責期間が経過した後は、保険者は被保険者の自殺について、保険金を支払う旨を明示している。また両草案には、免責される「自殺の原因を問わない」という趣旨の文言が挿入されていないが、両草案とも、免責期間が経過した後は、自殺の原因を問うことなく、換言すれば、たとえ被保険者が保険金の取得を目的として自殺した場合であっても、保険金が支払われる旨を規定していると解釈すべきであろう。⁽⁸⁾ところで、Mossa 草案は、保険契約締結後一年以内になされた被保険者の自殺については、保険者は保険金受取人に対して、保険料積立金を払い戻す義務を負うと規定しているにすぎないが、この結果、かかる自殺については、保険者は保険金の支払を免責されることは明らかである。Mossa 草案の“riserva matematica”と、保険会社連盟草案の“riserva dei premi”は、いずれも保険料積立金を表わしていると解される。なお、両草案とも、保険契約の失効および契約の復活については、全く規定しておらず、片手落ちの感を免れない。

(e) 一九四〇年の政府草案

イタリア保険法における自殺について 岡田

五八四条(被保険者の自殺) 被保険者が保険契約の締結から二年が経過する前に自殺した場合には、別段の特約がないかぎり、保険者は、その原因を問うことなく保険金を支払う義務を負わない。

保険料の不払により契約が失効した場合には、保険者は失効の終了から二年が経過する前になされた被保険者の自殺についても、その責を負わない。⁽⁹⁾

本草案は、契約の締結時だけでなく、失効した契約の復活時をも保険者の免責期間の起算点として規定している。また、本草案五八四条一項において、本条とは異なった内容の契約を締結なしうると明示することにより、本条が任意規定であることを示している。これらの点において、本草案の特徴がみられる。⁽¹⁰⁾ また、本草案は、免責期間経過になされた自殺に対する保険者の責任については規定していないが、これは保険実務に委ねられ、保険契約当事者の合意によることにならう。なお、本草案に若干の修正が施された後、一九四二年民法一九二七条の制定をみることになったのである。

(一) Codice Civile 1942, Art. 1927 (Suicidio dell'assicurato)

In caso di suicidio dell'assicurato, avvenuto prima che siano decorsi due anni dalla stipurazione del contratto, l'assicuratore non è tenuto al pagamento delle somme assicurate, salvo patto contrario.

L'assicuratore non è nemmeno obbligato se, essendovi stata sospensione del contratto per mancato pagamento dei premi, non sono decorsi due anni dal giorno in cui la sospensione è cessata.

(2) (a) Progetto preliminare per il nuovo codice di commercio della commissione ministeriale (1921)

Art. 604: «Se l'assicurazione è contratta sulla vita propria per il caso di morte, il suicidio dell'assicurato

libera l'assicuratore, a meno che sia stato compiuto in condizioni tali da escludere la libertà o la coscienza dei propri atti».

(³) Alimena, Il suicidio nella formulazione della nuova legislazione sul contratto di assicurazione, Assicurazioni, 1942, I, 81, pagg. 229,

(⁴) (b) Progetto della Commissione Reale per la riforma dei Codici (1925)

Art. 484 : «Se l'assicurazione è contratta sulla vita propria per il caso di morte, il suicidio dell'assicurato che avvenga dopo un anno dalla conclusione del contratto o dalla cessazione della sua eventuale sospensione non libera l'impresa assicuratrice, qualunque ne sia la causa. Se il suicidio avvenga prima dell'anno, l'assicuratore è liberato a meno che i beneficiari provino che sia stato compiuto in condizioni tali da escludere la libertà o la coscienza dei propri atti».

(⁵) Alimena, op. cit., pagg. 229-230.

(⁶) (c) Progetto Mossa

Art. 126 : «L'assicuratore è obbligato anche per il suicidio dell'assicurato quando si verifica dopo un anno dalla conclusione del contratto. Se avviene prima dell'anno l'assicuratore deve rimborsare la riserva matematica agli aventi diritto».

(⁷) (d) Progetto della Federazione delle imprese assicuratrici (1935)

Art. 60 : «Il suicidio dell'assicurato che avvenga prima che siano compiuti tre anni dalla stipulazione del contratto libera l'assicuratore e questi deve rimborsare agli aventi diritto la riserva dei premi.

Se il sinistro avvenga dopo il termine sopra indicato, l'assicuratore dovrà pagare la somma assicurata».

(8) Alimena, op. cit., pag. 230.

(9) (e) Progetto ministeriale del 1940

Art. 584 (Suicidio dell'assicurato) : «In caso di suicidio dell'assicurato da qualunque causa determinato, avvenuto prima che siano compiuti due anni dalla stipulazione del contratto, l'assicuratore non è tenuto al pagamento delle somme assicurate, salvo patto contrario.

Del pari l'assicuratore non è obbligato se, essendovi stata sospensione del contratto per mancato pagamento dei premi, non siano compiuti due anni dalla cessazione della sospensione stessa».

(10) Alimena, op. cit., pag. 230.

三 一九四二年民法一九二七条の内容

(1) 免責期間経過の後の自殺について——民法一九〇〇条との関係

①はじめに

一八八二年商法四五〇条は、上述の一九四〇年の政府草案に基づいて制定された一九四二年民法一九二七条に取って代わられた。この民法一九二七条は、保険契約の締結後または復活後二年以内の自殺については、保険者は保険金を支払わない旨を明示する。

ところで、前述した一九二五年の国王委員会草案四八四条は、免責期間経過前の被保険者の自殺については、精神の健全な者の自殺は保険者免責とするの規定し、同時に、同期間経過後の自殺については、保険者は保険金を支

払う責を負うと明記していた。しかし、これに対して、民法一九二七条では、同期間経過後の自殺に関する保険者の責任については、何ら明示されていないから、この免責期間経過後になされた自殺を保険者が負担するか否かについては、解釈の問題となってくる。この免責期間経過後になされた自殺については、被保険者の故意の事故招致を保険者免責事由と定めた民法一九〇〇条が適用され、保険者は免責されるとする見解と、反対に民法一九二七条は民法一九〇〇条の例外規定であり、この自殺については民法一九〇〇条は適用されず、保険者は自殺に対しても保険金を支払わなければならないとする見解とがある。そこで、このふたつの見解の内容を検討するわけであるが、その前に、まず民法一九〇〇条の内容を概観しておく。

②民法一九〇〇条の概観

民法一九〇〇条は、次のように規定されている。

一九〇〇条（被保険者またはその使用人の故意または過失によって生じた事故） 保険者は、事故が保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって生じた場合には、その責を負う。ただし事故が重大な過失によって生じた場合、別段の特約があればこの限りではない。保険者は、事故が被保険者とその者の行為につき責任を負うべき者の故意または過失によって生じた場合には、その責を負う。¹⁾

さて、保険の基本原則は、保険契約者または被保険者等がその発生を阻止することのできない偶発事故について、保険者が保険金を支払うものである。一八八二年商法においてもこの原則が示され、その四一七条が、保険契約は、不可抗力（*caso fortuito o forza maggiore*）により被保険者にもたらされた損害または損失について、保険者

が保険金を支払う契約であると規定していた。⁽²⁾ そして、同法四三三四条二項には、被保険者またはその代理人の行為 (fatto) または過失 (colpa) により惹起された損害については、保険者は免責されると明示されていた。⁽³⁾ この過失について、一部の判例は、軽過失を不可抗力と同一視して、軽過失による事故によって生じた損害については、保険者はその責任を負うとしていた。⁽⁴⁾

やがて、一九四二年民法の制定により、一八八二年商法四三三四条は、上述の一九〇〇条に取って代わられたのである。一九〇〇条は、重過失 (colpa grave) による損害については、別段の合意がないかぎり、故意 (dolo) による損害と同様に保険者は免責されるとした。本条にいわれる故意は、事故の発生について偶然性を欠く意思であり、保険において利得目的としたり、他の者に利得をもたらすことを目的とする者について、その故意の帰属を必要とする。⁽⁵⁾ つまり、保険契約者、被保険者および保険金受取人がこの者に該当する。⁽⁶⁾ いずれにしても、故意の事故招致は、偶然性を欠くゆえに、それに基づく損害については保険者免責となるのである。そして、故意の立証責任は、保険者が負担すると解されている。

以上の一九〇〇条に関する認識をふまえて、免責期間経過後の自殺について、検討することにする。

③ 免責期間経過後の自殺について

まず、刑法学者である Alimena は、免責期間経過後の自殺については、民法一九〇〇条が適用され、保険者免責になると主張している。⁽⁷⁾ つまり、民法一九二七条では、二年間という免責期間が経過した後の自殺に関する保険者の責任については、明示されていないから、この場合には保険法の体系の下で保険法の一般原則が適用される。

したがって、被保険者の故意または重過失による損害については保険者免責とすると規定した一九〇〇条が適用されることになる。そこで、保険者の側において、被保険者が自殺したときにおける被保険者の精神状態を調査・検討し、被保険者が自殺に関する意識と意図を有していたことが立証された場合には、保険者は免責されるというものである。ただし、一九二七条は任意規定であるから、保険契約の当事者において、一九〇〇条および一九二七条とは違った内容、つまり免責期間が経過した後においては保険者は自殺についても保険金を支払う旨の合意をなすうる。そして、その場合には、公序良俗 (*ordine pubblico e buon costume*)⁽⁸⁾ を基準として、その合意の妥当性を判断しなければならない、と解釈している。

これに対して通説は、次のような理由で反対している。⁽⁹⁾ この問題は、免責期間の経過前と経過後とにわけて考えなければならない。民法一九二七条では、免責期間の経過前には、保険者は被保険者の自殺について免責されると規定しているが、まずここにいわれる自殺とは何かについて検討されなければならない。自殺する者は、故意に自己の死亡を招来する者であり、自殺は、その者について故意に自己の死亡を自分で引き起こす行為である。自殺は行為の故意性をその発生の要件とするのであり、その者において自殺の認識と意思とを必要とする。自殺に關して認識がなければ自殺する意思がなく、意思なくして自己の生命を断った行為は自殺ではなく、単なる自死行為である。精神の健全な状態での自殺、つまり自殺した者において、自分がこれから行おうとしている行為が自殺であることの認識、そして自殺をすることについて、著しい精神的または肉体的な圧迫のない精神状態において、自己の意思によってなされた自殺をいうのである。また、自殺するに至った動機は問われないので、たとえ保険金取得の

意図を有していなかったとしても、たとえば失恋・破産その他の心理的動揺を原因として自己の意思によってなされた自殺も、この自殺概念の中に含まれる。民法一九〇〇条では、重過失による損害は保険者免責とされるが、重過失によって自分を死に至らしめた行為は自殺ではなく、単なる自死行為である。したがって、民法一九二七条の二年間の免責期間で免責されるのは、被保険者の故意による自殺であり、これに該当しない自死行為は、免責期間の内外にかかわらずなく保険者により引き受けられる。つぎに、免責期間経過後には、その原因を問うことなく、すべての自殺について保険金が支払われる。そもそも民法一九二七条が新たに制定された背景には、故意自殺における故意の概念をめぐる問題を解消することと、すでに免責期間を採用していた保険会社の約款との遊離をなくするという目的があった。そこで、立法者は、免責期間を導入することにより、被保険者の死亡が自殺によるか否か、つまり故意の自死行為か否かを判断することのむずかしさを、少しでも解消しようとしたのである。故意の行為である自殺についても保険金を支払うことから、たとえ保険法の原則に反するとしても、免責期間経過後は保険金を支払うという制度を採用し、免責期間内に限り、自殺の故意性を判断しようとしたのである。⁽⁹⁾また、生命保険における事故招致である自殺は、損害保険における事故招致とその性質を異にし、自己の生命を犠牲にすることにおいて、精神的にも肉体的にも極度の抑圧がかかり、人間としての生存への本能が強い抑制力として作用することを考えると、二年という期間を設けていれば、自殺の数をおさえられるのではないかと考え、一九〇〇条の原則を変更したともいえる。⁽¹¹⁾このように、立法者は免責期間経過後の自殺については、保険者が目をつむることにした結果、保険者の利益よりも被保険者の利益を重視する方向に進んだのであるとする見解が一般的である。

(1) Codice Civile 1942, Art. 1900 (Sinistri cagionati con dolo o con colpa grave dell'assicurato o dei dipendenti)

L'assicuratore non è obbligato per i sinistri cagionati da dolo o da colpa grave del contraente, dell'assicurato o del beneficiario, salvo patto contrario per i casi di colpa grave.

L'assicuratore è obbligo per il sinistro cagionato da dolo o da colpa grave delle persone del fatto delle quali l'assicurato deve rispondere.

Egli è obbligato altresì, nonostante patto contrario, per i sinistri conseguenti adatti del contraente, dell'assicurato o del beneficiario, compiuti per dovere di solidarietà umana o nella tutela degli interessi comuni all'assicuratore.

(2) 一八八八年商法四一七条

保険は、保険料の支払に対して、保険者が、不可抗力により被保険者に生じうる滅失もしくは損害について填補するに、またはひとりもしくは複数の人の生命に対して、一定の期間もしくは事件について一定の金銭を支払う契約である。

Art. 417

L'assicurazione è il contratto con cui l'assicuratore si obbliga, mediante un premio, a risarcire le perdite o i danni che possono derivare all'assicurato da determinati casi fortuiti o di forza maggiore, ovvero a pagare una somma di denaro secondo la durata o gli eventi della vita di una o più persone.

(3) 四三四条 保険者は、自己が引き受けた危険が保険の目的物について、不可抗力により、滅失および損害を生じせしめた場合には、その責を負う。

保険者は、保険の目的物の告知されていない固有の瑕疵により生じた滅失および損害、そして被保険者またはその代理

イタリヤ保険法における自殺について 岡田

(五三) 五三

人による故意または過失により生じた滅失および損害については、その責を負わない。
保険者は、別段の特約がなければ、戦争危険および人民の反乱による損害については、その責を負わない。

Art. 434

Sono a carico dell'assicuratore le perdite ed i danni che accadono alle cose assicurate, per cagione dei casi fortuiti o di forza maggiore dei quali ha assunto i rischi.

L'assicuratore non risponde delle perdite e dei danni derivanti da solo vizio inerente alla cosa assicurata e non denunciato, ne di quelli cagionati da fatto o colpa dell'assicurato o dei suoi agenti committenti o commissari.

Egli non risponde dei rischi di guerra e dei danni derivanti da sollevazioni popolari, se non vi è convenzione contraria.

- (4) App. Torino, 31 marzo 1939 (Foro italiano, Rep. 1939, voce Assicurazione, n. 116) ; App. Milano, 5 dicembre 1939 (id., Rep. 1940, voce cit., n. 213).
- (5) Donati, Trattato del Diritto delle Assicurazioni Private, II, 1954, Milano, pag. 132; Salandra, Commentario del Codice Civile, Delle Obbligazioni, 1966, Milano, pag. 280.
- (6) なお、他人の生命の保険における被保険者がこの中に含まれるとすべき見解 (Donati, Trattato, II, op. cit., pag. 132) より、含めざるべき見解 (Salandra, op. cit., pag. 280) より優る。
- (7) Alimena, Il suicidio nella formulazione della nuova legislazione sul contratto di assicurazione, Assicurazioni, 1942, I, 81, pagg. 231-232.
- (8) 一三四三条 (不法原因) 強行規定および公序良俗に反する原因は不法である。

1243. (Causa illecita). La causa è illecita quando è contraria a norme imperative, all'ordine pubblico o al buon costume.

(9) Salandra, op. cit., pag. 427.

(10) Salandra, op. cit., pag. 428.

(11) Donati, Trattato III, op. cit., pag. 623.

(2) 免責期間の起算点

民法一九二七条二項は、保険契約が復活した後二年以内になされた自殺についても、保険者免責になると規定している。したがって、本条では、保険契約が復活した時から、免責期間が新たに二年が経過しなければならぬことになる。

さて、一八八二年商法の下で保険会社が採用していた約款において、保険契約が復活した場合の免責期間の起算点について争われた約款がある。

当時保険会社が採用していた保険約款をあげておく。

(v)型 Riunione Adriatica

“1) L'assicurazione si estende al caso in cui la morte dell'assicurato avviene in seguito a :

a) suicidio o tentato suicidio, volontario od involontario, purchè la polizza al momento del fatto sia stata in vigore almeno due anni dalla sua emissione o riattivazione... (一線は筆者)

イタリア保険法における自殺について 岡田

(a)型 Istituto Nazionale delle Assicurazioni

“Qualora il decesso sia determinato da suicidio, il contratto deve essere stato in vigore ininterrottamente da almeno sei mesi.” (下線は筆者)

まず、(a)型の約款のように、免責期間の起算点を保険契約の締結時または復活時とすると明示している約款においては、この免責期間の起算点に関する問題は起こりえなかった。しかし、(b)型の約款のように、「被保険者が自殺した場合、当該契約はその効力が停止することなく六ヶ月間有効でなければ、保険者は責を負わない」と定めた約款において、この契約復活の場合の免責期間の起算点に関する問題が生じたのである。この約款の条項については、免責期間の起算点が明示されていないことにより、ふたつの解釈が生じうる。つまり、ひとつには、保険契約の効力が発生した時点を免責期間の起算点とする場合と同様に、契約が復活した時から改めて六ヶ月が経過することを要するという解釈ができる。つぎに、これに対して契約が復活した場合の契約の効力に視点を定め、当該契約が復活することにより、契約の効力は復活した日から遡る結果、契約が失効した日以降、あたかも失効がなかったかのように有効となる。したがって、たとえ契約が復活した時から六ヶ月が経過していなくとも、効力の停止期間も含めて契約の効力の発生した日から六ヶ月が経過してさえいれば、それで足りることになり、自殺について保険金が支払われるという解釈も成り立つ。そこで、これらのふたつの見解のうち後者の見解に的を焦って、この問題をみていくことにする。

後者の見解をとるものとして、次の判例をあげることができる。

ローマ控訴院一九三五年二月二一日判決⁽³⁾

〔事実の概要〕

保険契約者 Guidicini が、五種類の他人のために自己の生命の保険契約を締結した。そして、いずれの保険契約についても、保険料の支払猶予期間が経過した後の一九三二年一月二八日に保険料が支払われ、その日に契約が復活したのである。その後、Guidicini は同年二月一日に睡眠薬を飲んで自殺した。本件保険契約の約款一条一項には、保険者は、「被保険者が自殺で死亡した場合には、保険契約は少なくとも六ヶ月間停止することなく有効でなければ」その責を負わない、と規定されていた。

原審は、Guidicini の死亡原因を自殺と認定したうえで、いずれの契約も復活の日から約定の免責期間が経過していないとして、保険金の支払を認めなかった。

〔判旨〕

本件契約の約款一条一項は、保険契約の締結時のみを起算点にすると定めているにすぎない。また、保険契約の復活により、契約は失効中の期間についても効力を有することになるので、本件約款一条一項は契約を締結したときから六ヶ月間中断することなく有効でなければならないという趣旨である。本契約は、すべてこの要件を充足しているのであるから、保険金の支払を認める。

この判決に対して、学説はこぞって反対している。⁽⁴⁾そこで、この判決内容の主要点とそれに対する批判をあげることにする。

本件保険契約の約款三条は、保険料の払込遅滞による効果を次のような内容を規定していた。

一項 支払期日から三〇日を超えない場合（猶予期間……筆者挿入）は、当該保険契約は有効で、保険契約者は

イタリア保険法における自殺について 岡田

利息を支払う必要はない。

二項 支払期日から六ヶ月を超えない(猶予期間終了から五ヶ月……筆者挿入)場合には、保険料を遅延利息を支払うことにより契約が復活する。ただし、たとえこの期間中に保険事故が生じたとしても、保険料が支払われないかぎり保険料は支払われない。

三項 支払期日から二四ヶ月を超えない(前項期間終了から一八ヶ月間……筆者挿入)場合には、保険契約者は保険料と遅延利息を支払い、さらに保険医の診断を受けたうえで復活させうる。

これらの規定のうち、二項と三項について、ローマ控訴院は次に述べている。保険契約が復活すれば、契約が失効していた期間についても、その効力が遡及することにより、締結されていた保険契約がそのまま継続されるという効果が生じる。三項では、契約の復活には保険医の診断を必要としているので、同じ被保険者について新たな内容の契約が締結されるという可能性がある。したがって、二項は契約の失効を、そして三項は契約の中断を規定したものであり、約款一条にいわれる契約の失効が生ずるのは三項の場合に限られる、と述べている。⁽⁵⁾

これに対して、Donati は控訴院が示した二項および三項の内容に関する解釈について同意しながらも、次のような理由をもって、本約款一条一項の免責期間は、契約の締結および復活の時点をその起算点とする見解を示している。

まず、第一に、本件判決は、本約款一条は、保険契約の締結の場合についてしか示していないと判示しているが、これは正しいとはいえない。ただし、本約款一条は、次の理由で、保険契約の締結だけでなく復活についても規定

しているといえるからである。前記の (b) 型の約款は、(a) 型の約款の後発約款として作成されたものである。(a) 型の約款は、免責期間の起算点に視点を定めて、契約締結時および復活時を明示したものであるのに対して、(b) 型の約款は、自殺をした時点で視点を定め、いわゆる逆起算点を明示したものである。これは約款の内容の簡素化を図ったものであり、(b) 型に属する本件約款一条は、起算点については、契約締結時および復活時の双方を含むものである。⁽⁶⁾

第二、本件約款を作成した INA⁽⁷⁾ が、約款に付加した注釈に関する裁判所と学説の解釈の違いがあげられる。その注釈は「保険証券の約款一条は、被保険者の死亡が、自殺の結果または意図された自殺の結果、一条に示された期間が経過した後であり、かつ保険契約の締結から二年が経過する前に発生した場合には、INA は、保険金受取人に対して保険料積立金を支払う責を負うにすぎない」と明示されていた。これについて、裁判所は、INA は契約の締結時から六ヶ月の免責期間が経過する場合を想定しているにすぎないと判示している。⁽⁸⁾ これに対して、Donati は次のように述べ、裁判所の見解は正しいとはいえないとしている。この注釈は、被保険者が自殺した場合、当該契約が締結時または復活時から効力が停止することなく六ヶ月間有効であったとしても、契約の当事者である保険者と保険契約者は、自殺に関して契約の締結時から二年間については、保険料積立金を返却すること、つまり部分的な免責を合意することができると定めているものである。けだし、保険者は自殺の意図をもった者と保険契約を締結するか、または契約を復活させる危険にさらされているからである」と述べている。⁽⁹⁾

第三に、Donati は、約款三条の規定の内容について、次のように述べている。判決の言うとおり、三条二項は

効力の停止を示し、三条三項は効力の中断を意味している。しかし、保険証券中は、停止と中断を同一視して考
える必要がある。けだし、契約内容の解釈の中で、ふたつの異なった効果を生じさせることは好ましくなく、右の
ように考えることが、契約の当事者の意思に合致するからであると述べている。⁽¹⁰⁾

以上のように、(b)型の約款をめぐっては、ふたつの相対立する見解がみられたわけであるが、この契約の復
活における免責期間の起算点に関する問題は、民法一九二七条二項および生命保険の約款において、復活における
起算点が明示されることにより、解決されるに至った。

(1) Riunione Adriatica

一、保険者は、被保険者が次に示す原因により死亡した場合には、その責を負う。

a 故意または故意によらない自殺または誘発された自殺。ただし、保険契約が、自殺の時において、少なくともその
効力の発生の時または復活の時から六ヶ月が経過していることを要する。

(2) Istituto Nazionale delle Assicurazioni

被保険者が自殺により死亡した場合には、当該契約は少なくとも六ヶ月間停止することなく有効であることを要する。

(c) App. Roma, 21 febbraio 1935, Assicurazioni 1935, II, 226, *Guelfi Guidicini c. INA*.

(4) Donati, *Sull'art. 1 delle condizioni generali di polizza dell'INA, Assicurazioni, 1935, II, 228* の解決は反対
の解決は App. Roma, 18 luglio 1935, *Foro italiano*, Rep. 1935, Ass. n. 205, *Zugno c. INA* の解決は
その数が多い。

(5) App. Roma, 21 febbraio 1935, Assicurazioni 1935, II, 226, 238.

(6) Donati, *Assicurazioni*, op. cit., pag. 232.

- (7) Istituto Nazionale delle Assicurazioni (国営保険制度)。INA 44、一九二二年四月四日の法律二〇五号により、生命保険の独占を目的として設立された私保険分野での公法上の制度である。INA は、同法一三条で当座勘定に五〇〇万リラの信用を開設することで設立された。しかし、一〇年間私保険企業も生命保険業を営みうるが、この期間が経過した後は、INA の独占から管理された競合の体制に修正され、今日に至っている。INA の法的性質は、半官半民型の公団である。他の保険会社が引き受けた保険契約の一部は、INA によって強制的に再保される(統一法典一三条)(Donati, Trattato I, op. cit., pagg. 171 e segg.)
- (8) App. Roma, 21 febbraio 1935, Assicurazioni 1935, II, 226, 237.
- (9) Donati, Assicurazioni, op. cit., pag. 233.
- (10) Donati, Assicurazioni, op. cit., pag. 235.

(3) 立証責任

一八八二年民法四五〇条の下では、故意自殺に関する立証責任は、保険者側が被保険者の自殺が故意になされたことを立証しなければならないとする見解と、被保険者の側が、その自殺は故意ではなかったことを立証する義務があるとする見解にわかれている。⁽¹⁾前者の見解は、次のようである。被保険者の側の保険金受取人は、契約の存在と被保険者の死亡の事実を立証することで足りる。これに対して、保険者は、保険金支払を免れるためには、被保険者の死亡が故意自殺であったことを立証しなければならない。ただし、保険者が免責されるのは故意自殺の場合だからである、と述べている。⁽²⁾後者の見解は、本条にいわゆる自殺は故意行為なのであるから、自殺の事実が立証されると、被保険者が故意の事故招致をしたことが証明される。それゆえに、被保険者の相続人または保険金受取

人が、被保険者の死亡が自殺ではなく、単なる自死行為であったことを立証しなければならぬ、と述べている。⁽³⁾

一九四二年民法一九二七条の下では、保険者が立証責任を負う見解に統一されているようである。⁽⁴⁾つまり、自殺について免責期間が導入されたことにより、保険者は免責期間内に生じた被保険者の自殺についてのみ、免責される。したがって、保険者が、被保険者が自殺したこと、つまり故意の事故招致があつたことの立証責任を負うものであると主張されている。さらに、たとえ免責期間が採用されず、故意自殺のみが保険者免責とされる場合においても、被保険者の故意の立証責任も保険者に帰属すると解されてくる。⁽⁵⁾

(1) 拙稿・一〇五頁。

(2) Vivante, Trattato di Diritto Commerciale, IV, 1935, Milano, n. 1999.

(3) Lordi, Il suicidio nell'assicurazione, Rivista del diritto commerciale, 1934, II, pag. 94.

(4) Salandra, op. cit., pag. 428; Donati, Trattato III, op. cit., pag. 624. 旧法下のものではあるが、次のような判例が

ある。⁶⁹ Cassazione, 16, aprile 1932 (Foro italiano, Rep. 1932, voce Assicurazione, n. 50); Tribunale di Roma, 9 gennaio 1935 (id., Rep. 1935, voce cit., n. 353)

(5) 運送保険の約款によつて、損害発生のためになされた行為の立証責任は、被保険者に帰属すると判示した判例がある (Tribunale di Genova, 18 luglio 1934, Assicurazioni, 1934, II, 338, Castelli c. Norwich Union Fire Insurance)。この判例は、保険証券に書かれていた運送経路 (S. Giuliano Mestre c. Venezia 等) とは逆の経路の運行中に発生した事故による損害の填補について争われたものである。この事件について、裁判所は、保険は偶然な事故により生じた損害について填補するものであるから、損害発生のためになされた行為の立証責任は被保険者が負担すると判示した。

同前 Greco, Colpa dell'assicurato e onere della prova, Assicurazioni, 1934, II, 338.

四 現行法と現行約款の異同

(1) 保険者の免責期間の起算点について、

自殺に関する保険の免責期間の起算点について、現行一九四二年民法と現行約款の異同を概観する。

民法一九二七条は、保険契約の締結後または復活後二年以内の自殺について、保険者はその責を負れないと規定しており、かかる時点が免責期間の起算点となる。保険契約は民法一八八条⁽¹⁾により諾成契約とされているので、保険契約の当事者間の合意により契約は締結される。契約が途中で失効しなかった場合には、この締結時をもって免責期間の起算点とされる。つぎに、保険契約が復活した時点も、免責期間の起算点とされるわけであるが、一九四二年民法には保険契約の復活が生じうるケースについて明示した規定は存在しない。そこで一九四二年民法の規定を類推することにより、この復活の時を定めなければならないことになる。そもそも保険契約の復活は、保険料の不払によりその効力を失った契約が、未払の保険料が支払われることを条件として、効力を回復することである。⁽²⁾そこで、この復活を考えるにあたっては、まず保険料の不払により契約が失効する場合を考えることが必要となってくる。そのうえで、その失効している期間内に復活の可能性を見い出せばよいことになる。

保険契約の失効については、民法一九二四条が次のように規定している。

一九二四条（保険料の支払）

保険契約者が初年度に関する保険料を支払わないときは、保険者は保険料の支払期日より六ヶ月以内に、契約履行の訴を提起することができる。一九〇一条一項、二項の規定と同じく、本条は保険料の分割払について

イタリア保険法における自殺について 岡田

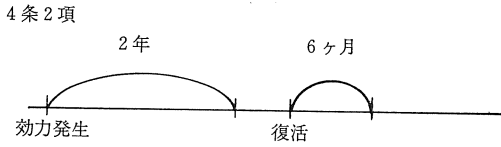
も適用される。この場合、その期限は各回の支払期日より起算する。

保険契約者がその後の保険料を、保険証券にあらかじめ定められた支払猶予期間内に、または期限の定めのないときは、支払期日より二〇以内に支払われな⁽³⁾いときは、当該契約は法律上当然に解除され、保険料の払戻または保険金額の減額に関する条項がないかぎり、保険者は支払済保険料を取得する。

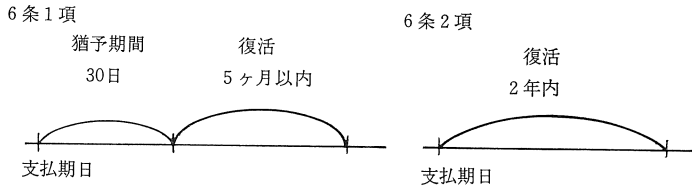
前述したように、保険料未払のために契約の効果が失効した場合には、免責期間の起算点は契約が復活した時である。この前提において、まず初年度の保険料が支払われていない場合には、契約は保険料が支払われた日の二四時までは効力を発生しないから(一九〇一条一項)、⁽⁴⁾保険料が支払われた翌日から効力を持つことになる。ただし、一九二四条一項において、保険料の支払期日から六ヶ月を超えると契約は効力を失うとしている。したがって、この日以降に復活の可能性が生じうる。⁽⁵⁾この規定は、たとえ初年度に充当される保険料が分割払にされたとしても、各々の分割保険料に適用されることになる。つぎに、次年度以降の保険料の不払については、一九二四条二項が適用される。つまり、同条二項は、保険証券に定められた猶予期間または支払期日より二〇日以内に保険料が支払われないときは、保険契約は解除されるものとし、かかる期間が経過した後には、いわゆる契約の停止期間を規定していない。したがって、契約の停止は、あらかじめ保険証券中に規定されている場合に限りおこりうるものであり、その期間内に保険料が支払われた場合にかぎり、契約が復活するといえる。⁽⁶⁾この場合においても、保険料が支払われた日の翌日が復活日となる。

つづいて現行約款をみていく。ここにあげる約款は、年金積立と生命保険が組み合わされた元金の年利率つきの

(図1)



(図2)



一括払いを含む保険について、INAで使用されている約款である。⁽⁶⁾まず、四条二項で、保険契約が効力を有した日から二年以内、およびこの期間が経過した後に、契約が復活した場合において復活後六ヶ月以内に生じた自殺については、保険者はその責を負わないとしている(図1を参照)。民法一九二七条では、契約締結および復活した日から二年を免責期間としているのに対して、現行約款では契約の復活について免責期間が短縮されているのであるから、約款のほうが被保険者に有利であるといえよう。二条には、保険契約は、保険契約者が約定の第一回保険料を支払い、そして保険証券を受理したときから、その効力を生ずるとされている。これに対して民法一九二七条では、契約を締結した日から二年を免責期間としている。保険契約は諾成契約であるから(民法一八八二条)、契約当事者の合意で契約は締結される。保険契約では、保険契約締結(≡保険契約の成立)と保険契約の効力の発生(≡保険者の責任の発生)とは別個の法律事象であると解されるから、保険契約は成立しているが、保険者の責任ははまだ発生していないという事実が生じる可能性がある。したがって、保険者

の責任の発生要件に保険料の払い込みを要求している点において、実質的に要物契約化している約款のほうが、免責期間の起算点が遅くなるということも考えられる。

つぎに、本約款はその六条一項・二項に二種類の復活を規定している。六条一項は、各保険料の支払期日より三〇日の猶予期間が経過した日から五ヶ月以内に保険料とその利息を支払った場合に復活すると規定している。六条二項は、各保険料の支払期日から二年以内に、保険料とその利息を支払ったうえに、保険医の診断を行った場合に復活すると規定している(図2を参照)。そして、いずれの復活も、保険契約者が関係書類を受理したときから、その効力を生ずるとしている。民法典には、保険契約の復活について明示する規定は存在していない。したがって、復活については、契約の当事者の合意によることになるが、その合意として機能しうるのが、約款六条の規定である。本条は、民法典の規定を補う働きを果たしているといえる。

(1) 一八八二条(概念) 保険とは、保険者が保険料をえて、合意された範囲内で、保険事故により被保険者に生じる損害を被保険者に填補し、または人の生命に関する事故の発生により、資金もしくは年金を支払う義務を負うことを約する契約をいう。

Art. 1882 (Nozione).

L'assicurazione è il contratto col quale l'assicuratore, verso pagamento di un premio, si obbliga a rivalere l'assicurato, entro i limiti convenuti, del danno ad esso prodotto da un sinistro, ovvero a pagare un capitale o una rendita al verificarsi di un evento attinente alla vita umana.

(2) 民法一九二七条一項を参照。

(3) Art. 1924 (Mancato pagamento del premio)

Se il contraente non paga il premio relativo al premio anno, l'assicuratore può agire per l'esecuzione del contratto nel termine di sei mesi dal giorno in cui il premio è scaduto. La disposizione si applica anche se il premio è ripartito in più rate, fermo restando il disposto dei premi dell'articolo 1901 ; in tal caso il termine decorre dalla scadenza delle singole rate.

Se il contraente non paga i premi successivi nel termine di tolleranza previsto dalla polizza o, in mancanza, nel termine di venti giorni dalla scadenza, il contratto è risoluto di diritto, e i premi pagati restano acquisiti all'assicuratore, salvo che sussistano le condizioni per il riscatto dell'assicurazione o per la riduzione della somma assicurata.

(4) 一九〇一条(保険料の不払)

保険契約者が約定の保険料または第一回保険料を支払わないときは、保険契約の効力は、保険契約者が未払保険料の全額を支払う日の二四時まで停止する。

保険契約者がその後の保険料を支払期日までに支払わないときは、保険契約の効力は期日後一五目目の二四時から停止する。

前二項において、保険者が保険料または分割保険料の支払期日より六ヶ月以内に受領のために訴を提起しないときは、保険契約は法律上当然に解除される。保険者は当該保険期間に属する保険料の支払ならびに費用の償還についてのみ、その権利を有する。本項の規定は生命保険には適用されない。

Art. 1901 (Mancato pagamento del premio)

Se il contraente non paga il premio o la prima rata di premio stabilita dal contratto, l'assicurazione resta

イタリア保険法における自殺について 岡田

sospesa fino alle ore ventiquattro del giorno in cui il contraente paga quanto è da lui dovuto.

Se alle scadenze convenute non paga i premi successivi, l'assicurazione resta sospesa dalle ore ventiquattro del quindicesimo giorno dopo quello della scadenza.

Nelle ipotesi previste dai due commi precedenti il contratto è risolto di diritto dell'assicuratore, nel termine dei sei mesi dal giorno in cui il premio o la rata sono scaduti, non agisce per la riscossione; l'assicuratore ha diritto soltanto al pagamento del premio periodo di assicurazione in corse e al rimborso delle spese. La presente norma non si applica alle assicurazioni sulla vita.

(5) Donati, Trattato, op. cit., vol. 3, pag. 624; Manfredi, op, cit., pag. 409.

(6) Donati, Trattato, op. cit., vol. 3, pag. 624; Manfredi, op, cit., pag. 410.

(7) この約款は『Moneta forte』と呼ばれよう。以下、本稿に関連する条項の試訳と原文 (Donati e Kohler, Codice delle Leggi sulle Assicurazioni Private, terza ed., Milano, 1988 § 154) を示す。

△年金積立と生命保険が組み合わされた元金の年利率につきの一括払いを含む保険契約▽
二条 (保険契約の効力の発生)

保険契約は、保険契約者が約定の第一回保険料を支払い、保険証券の原本を受理したときから、その効力を生ずる。個々の保険契約で、この日より後日を責任開始の日として定めたときは、保険契約は当該日より効力を生ずる。

四条 (死亡危険)

二項 以下の事実を原因とする死亡に対しては、保険者はその責を負わない。……。

自殺。保険契約の効力が発生して二年以内に生じた自殺、またはこの期間が経過した後で、保険契約の復活から六ヶ月以内に生じた自殺。

三項 前項の場合、会社は死亡時に算出された保険料積立金の総額のみを支払う。また、自殺の場合には、上記総額について支払期日が到来していれば、控除額を支払う。(二項・三項の数字は筆者挿入)

五条 (保険料の支払)

保険料の各分割払金は、約定された支払期日に、総局が発行した受領書と引き換えに、保険証券に定められた代理店の所在地において支払われなければならない。

保険料の不払を理由として、保険契約者はいかなる場合においても、支払期日の通知の送付が偶然に欠除していたこと、または自己の住所地であらかじめ行われる保険料の徴収について主張しえない。

利息をつけることなく、三〇日の支払猶予が認められる。

六条 (復活)

不払の分割保険料の支払期日から三〇日が経過した場合、その日から五ヶ月以内に保険契約者は未払の保険料および法定利息の総額を支払うことにより、保険契約を復活させることができる。

不払の分割保険料の支払期日から二年以内においても、復活が生じる。ただし、保険契約者が明示の請求を行ない、保険会社が文書により承諾した場合に限る。この場合には、保険会社は健康診断を要求し、その結果を考慮して、復活を決定することができる。

すべての復活において、その効果が停止した保険契約は、保険契約者が未払の保険料の総額と利息を支払い、そして関連書類を受理したときから、その効力が生ずる。

〈Polizza di assicurazione mista a premio unico con indicizzazione annuale del capitale.〉

2. (Entrata in vigore dell'assicurazione)

L'assicurazione entra in vigore, ed ha quindi efficacia, soltanto dal momento in cui sia stata pagata la
イタリヤ保険法における自殺について 岡田 (六九) 六九

prima rata di premio convenuta ed il Contraente abbia ritirato l'originale di polizza. Qualora la polizza preveda una data di effetto posteriore, rispetto a quella in cui vengono espletate le sudette formalità, l'assicurazione entra in vigore dalla data stessa.

4. (Rischio di morte)

② È escluso dalla garanzia soltanto il decesso causato da :

——suicidio, se avviene nei primi due anni dall'entrata in vigore dell'assicurazione, o, trascorso questo periodo, nei primi sei mesi dall'eventuale riattivazione dell'assicurazione.

③ In questi casi l'Istituto paga il solo importo della riserva matematica calcolato al momento del decesso, ovvero, nel caso di suicidio, il valore di riduzione, se maturato per un importo superiore. (㉟・㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)

5. (Pagamento del premio)

Le rate di premio debbono essere pagate alle scadenze pattuite, contro quietanze emesse dalla Direzione Generale, presso la sede dell'Agenzia cui è assegnata la polizza.

A giustificazione del mancato pagamento del premio, il Contraente non può, in alcun caso, opporre l'eventuale mancato invio di avvisi di scadenza o l'esazione dei premi precedentemente avvenuta al suo domicilio.

È ammessa una dilazione di trenta giorni senza oneri di interessi.

6. (Riattivazione)

Trascorsi trenta giorni dall scadenza della prima rata di premio non pagata, negli ulteriori cinque mesi il Contraente ha diritto di riattivare l'assicurazione, pagando le rate di premio arretrate aumentate degli inte-

ressi legali.

La riattivazione può pure avvenire entro un ulteriore termine massimo di due anni dalla scadenza della prima rata di premio non pagata, ma solo previa espressa domanda del Contraente e accettazione scritta dell'Istituto, che può richiedere nuovi accertamenti sanitari e decidere circa la riattivazione tenendo conto del loro esito.

In ogni caso di riattivazione, l'assicurazione, che nell'intervallo rimane sospesa nei suoi effetti, entrata nuovamente in vigore per l'intero suo valore dal momento in cui è stato pagato l'importo dei premi arretrati e degli interessi ed il Contraente ha il relativo allegato.

(2) 支払済保険料の取扱いについて

被保険者が自殺により死亡した結果、保険者がその責任を免れた場合に、支払済の保険料の取扱いに関する問題が生ずる。一八八二年商法四五〇条二項では、保険者がこの保険料を留保しうる旨が決められていた。これに対して、一九四二年民法一九二七条では、支払済保険料の取扱いについては、なんら明示されていない。そこで、契約の当事者がこれについては、任意で合意をなすことができる。しかし、合意がなされない場合には、一九二五条が類推適用されると解されている。¹⁾

一九二五条は、次のように規定されている。

一九二五条 (保険料の払戻および保険金額の減額) 保険者は保険証券に、被保険者が、払戻保険料の額および減額保険金額の額を、つねに知ることのできる形で、保険料の払戻および保険金額の減額に対する権利を明示していなければならない。²⁾

イタリア保険法における自殺について 岡田

保険料を払戻すことは、保険契約を解除することになる。一般に、保険料の払戻は、契約の締結から一定の期間(通常三年)は認められない。けだし、この期間に支払われた保険料は、契約の締結に要した費用に充填されてしまふからである。⁽³⁾なお、保険料の払戻は被保険者側の一方的な意思表示により効力を生ずるが、それが保険者側に到達したときに、安全なものになると解されている。⁽⁴⁾

つぎに上述したイタリアの現行約款では、その四条三項に自殺の場合には控除額 (Valore riduzione) が支払われると規定されている。⁽⁵⁾なお、自殺以外の免責事象が生じた場合には、保険料積立金が支払われると規定されていることから、これよりも少額が支払われるにすぎない自殺は、被保険者にとりきわめてきびしい免責事由であるといえよう。

(1) Salandra, op. cit., pag. 428.

(2) Art. 1925. (Riscatto e riduzione della polizza).

Le polizze di assicurazione devono regolare i diritti di riscatto e di riduzione della somma assicurata, in mode tale che l'assicurato sia in grado, in ogni momento, di conoscere quale sarebbe il valore di riscatto o di riduzione dell'assicurazione.

(3) Salandra, op. cit., pag. 412.

(4) Salandra, op. cit., pag. 413.

(5) 本稿四(一)注(7)を参照。

おわりに

これまでみてきたように、自殺に関して免責期間を決定したイタリア一九四二年民法一九二七条をめぐる問題については、その条文を解釈することにより、そして一九二七条とは異なる内容を明確に定めた約款を使用することにより、その解決がはかられている。この免責期間の長さについては、一九二七条が契約締結または復活から二年としているのに対して、イタリアの現行約款は、保険契約が発効した日から二年、または契約が復活した日から六ヶ月としている^①。復活の場合には、その期間を大幅に短縮しているのである。また、復活がなされる可能性についても、保険料支払期日から三〇日の猶予期間が経過した後の五ヶ月以内の復活と、支払期日から二年以内の医師の診断を必要とする復活の二種類を定めている^②。イタリアの約款には、保険契約が失効した日から三年以内に契約を復活させることができると定めている日本の約款^③よりも、効力が停止している保険契約における関係を早急に確定させようとする姿勢をうかがうことができる。

ところで、被保険者の自殺について、それが故意の事故招致であるにもかかわらず、一定の期間が経過した後は、保険金が支払われることの理由のひとつとして、生命保険が生活保障の性格を有していることがあげられる。しかし、たとえ生命保険がかかる性格を有しているとはいえ、また、保険金が支払われる自殺の件数が、全生命保険契約における死亡保険金の支払件数において占める割合が僅かであるとはいえ、他方では、生命保険があるゆえに自殺が誘発されているという事実があることは、我々の社会生活において好ましがらざることでありうる。さら

に、比較法的にも、イタリアの制定法および約款にみられるように、免責期間の長さは契約の締結または発効の時から二年とされている。これらの諸点を斟酌すると、日本の現行約款の免責約款を延長することは可能であると考
える。

(1) 前出・四条二項。

(2) 前出・六条一項・二項。

(3) たとえば、利益配当付養老生命保険普通保険約款一五第一項。